

＜令和4年度＞  
児童家庭支援センターすずらん 事業計画書

**[重点目標]**

児童家庭支援センターは、市区町村への設置が進められている子ども家庭総合支援拠点と連携し、虐待など高リスク家庭への支援や代替養育後のアフター・ケアなどを担う有力な社会資源となることが求められている。特に現状の社会において、コロナ禍や災害時においても切れ目なく支援を実施できる体制を整えていくことが必要である。多様な地域支援をさらに展開していくために、これまで培ってきた県及び市区町村との関係を軸に、事業の充実を図る。

**1 職員の専門性・資質の向上**

外部研修、内部研修に積極的に参加していく。特にスーパーバイズを受けることで、それぞれのケース理解を深め的確な支援に繋げていく。

**2 事業内容の充実**

要保護児童対策地域協議会をはじめ各関係機関との連携・連絡調整を行う。

また、里親支援専門相談員と連携し、里親支援の充実を図る。

**[事業計画]**

**職員体制** 正規職員 3人（センター長は光都学園と兼務）

フルタイムパート職員 1人      パート職員 3人      計7人

**1 職員の専門性・資質の向上**

(1) 外部研修の計画的な実施

ア 主な研修

全国、近畿地区児童家庭支援センター協議会、子どもの虹情報研修センター等、その他里親支援や相談業務に関する研修

(2) 内部研修の計画的な実施

ア 伝達研修及び本体施設の研修に参加

イ 人事評価制度の活用

職務基準の理解を深め、業務の確認や見直しを行い各自の達成課題を持って取り組む。

(3) スーパービジョンの導入

ア 外部のスーパーバイザーに依頼

イ 兵庫県児童家庭支援センター協議会、兵庫県児童養護連絡協議会里親支援部会の事例検討会に参加

**2 事業内容の充実**

(1) 関係機関との連携・連絡調整

ア 要保護児童対策地域協議会実務者会議

イ 要保護児童対策地域協議会代表者会議

ウ 要保護児童対策地域協議会個別ケース会議

エ 姫路こども家庭センターとの連携

オ 管内県市町児童福祉担当課長・担当者会議

- カ 地域の学校、園、関係機関とのケース会議
- キ 全国、近畿、県児童家庭支援センター協議会
- ク 西はりま特別支援学校運営協議会

(2) 相談支援の充実

- ア 県からの指導委託を受け、子ども及び家庭への指導を行う。
- イ 相談支援事業所にじと児童発達支援センターたんぼぼとの連携により、西播磨地域における発達、養育等の相談に応じることで地域のコーディネイト役を担う。
- ウ フードバンクたつとの連携により、要支援家庭への生活支援を行う。

(3) 啓発・予防的支援

- ア 子育て短期利用事業（ショートステイ事業）  
受付業務を行うとともに、関係機関と連携し子育て家庭の支援を行う。
- イ 相生市2歳児訪問事業  
相生市の2歳児に対し家庭訪問を実施し、子育て家庭の支援を行う。
- ウ 健診等、フォロー教室、保育所巡回相談、発達相談、子育て相談への職員派遣
  - (ア) 健診等（佐用町）フォロー教室（相生市）  
保護者が子どもへの適切な支援ができるよう助言指導する。
  - (イ) 保育所巡回相談(佐用町)  
町内にある全保育園を巡回し、園・保健師とコンサルテーションを行う。
  - (ウ) 発達相談（たつの市）  
必要に応じて発達検査を行い、適切な支援につなげる。
  - (エ) 子育て相談（たつの市）  
保護者の育児不安軽減を図り、子育て家庭の支援を行う。
  - (オ) 養育支援訪問事業（太子町・新事業）  
家庭訪問により家庭状況の把握、養育の助言、家事援助等を行う。
- エ 子育て広場への職員派遣
- オ 児童虐待防止オレンジリボンキャンペーンへの参加

(4) 里親支援

- ア 関係機関との連携
  - (ア) 里親支援専門相談員、里親会、こども家庭センター等と協働し、里親サロン及び研修会、里親出前講座等を実施。
  - (イ) こども家庭センター、市町等と協働し啓発チラシのポスティング、市町図書館でのブース設定・相談会等の里親普及啓発活動を行う。
  - (ウ) 里親家庭に関する情報交換会、里親支援実務者会議、及び圏内会議への参加。
  - (エ) 兵庫県児童家庭支援センター連絡協議会及び兵庫県児童養護連絡協議会里親支援部会との意見交換の実施。
- イ 里親里子への支援
  - (ア) 播磨地区里親会登録里親に対する養育講座の実施
  - (イ) 未委託里親及び養育里親宅への家庭訪問等の実施